2　変更後

名簿に記載された年月日　2001年1月25日（2003年9月3日、2007年7月18日、9月21日、2008年2月1日、2011年11月29日及び2016年12月23日に改訂）

その他参考となるべき事項　2011年現在、麻薬取引に関与しており、特にアフガニスタンのGerd-e-Jangalを往来している。2007年5月現在、アフガニスタンのホースト州、パクティア州及びパクティカ州において活動している。2007年5月現在、カンダハール州におけるタリバーンの知事。2009年現在、タリバーン最高評議会のムラー・アブドゥル・ガニ・バラダール（TI-19）の副官。アフガニスタン南部4州におけるタリバーンの正式な責任者。2010年2月のムラー・バラダールの逮捕に伴い、一時的にタリバーン最高評議会を担当。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。Ishaqzai部族に属する。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年7月21日に終了した。2016年5月に死亡したとされる。

○総務省告示第十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

一　名称　平成二十八年度米国における米海兵隊との実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十九年一月三十日から平成二十九年三月十一日まで

三　派遣人数（概数）　三百六十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第十五号

平成二十八年十二月一日に東京都と神奈川県との境界に変更があったことから、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の二の九第一号及び第二号の規定に基づき、総務大臣が定める人口及び従業者数を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十九年一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

一　地方税法施行規則第七条の二の九第一号の規定に基づき総務大臣が定める人口は、次のとおりとする。

1　東京都に編入された区域　一人

2　神奈川県に編入された区域　〇人

二　地方税法施行規則第七条の二の九第二号の規定に基づき総務大臣が定める従業者数は、次のとおりとする。

1　東京都に編入された区域　〇人

2　神奈川県に編入された区域　〇人

○政治資金適正化委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一八七	二九、一、六	大橋　秀之
五一八八	二九、一、六	野口　貴俊

○法務省告示第四十七号

茨城県那珂市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十九年一月二十七日

法務大臣　金田　勝年

茨城県那珂郡静村大字下大賀八百六十二番地

秋山つるゑ

○法務省告示第四十八号

大分県豊後大野市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年二月二十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、豊後大野市役所又は大分地方法務局竹田支局に照会すること。

平成二十九年一月二十七日

法務大臣　金田　勝年

大分県大野郡合川村大字左右知千五百四十一番地

佐保　奉邦

○法務省告示第四十九号

福島県郡山市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年二月二十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、郡山市役所又は福島地方法務局郡山支局に照会すること。

平成二十九年一月二十七日

法務大臣　金田　勝年

福島県安積郡富田村字池向四十番地　横山傳三郎

○法務省告示第五十号

群馬県高崎市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年二月二十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、高崎市役所又は前橋地方法務局高崎支局に照会すること。

平成二十九年一月二十七日

法務大臣　金田　勝年

群馬県高崎市大字岩押十六番地　佐藤　銈吉

○法務省告示第五十一号

青森県八戸市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十九年一月二十七日

法務大臣　金田　勝年

青森県三戸郡豊崎村大字七崎字櫻澤六番地五号

若松　壽治

○法務省告示第五十二号

岩手県上閉伊郡大槌町役場保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年二月二十七日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、大槌町役場又は盛岡地方法務局宮古支局に照会すること。

平成二十九年一月二十七日

法務大臣　金田　勝年

岩手県上閉伊郡大槌町大字小鎚百六十番戸

道又由太郎

○法務省告示第五十三号

山梨県南巨摩郡早川町役場保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年二月二十七日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。